会長選挙制度に関する検討委員会答申

会長選挙制度の在り方について

平成 23 年 3 月

日本医師会 会長選挙制度に関する検討委員会

日本医師会 会長 原中 勝征 殿

会長選挙制度に関する検討委員会 委員長 長 瀬 清

会長選挙制度に関する検討委員会は、平成22年6月24日の第1回委員会において、貴職から「会長選挙制度の在り方について」との諮問を受け、委員会を5回にわたり開催し、鋭意検討を重ねてまいりました。ここにその審議結果を取りまとめましたので、ご報告いたします。

会長選挙制度に関する検討委員会委員

委員長 長瀬 清 [北海道医師会会長] 副委員長 池田 琢 哉 [鹿児島県医師会会長] IJ 吉原 忠 男 [前 埼玉県医師会会長] 良平 [富山県医師会副会長] 委 員 泉 江 頭 [福岡市医師会会長] IJ 啓 介 [秋田県医師会会長] IJ 小山田 雍 小 林 弘 幸 [東京都医師会理事] IJ 小 松 [茨城県医師会副会長] IJ 満 小森 貴 [石川県医師会会長] IJ IJ 田中 良樹 [兵庫県医師会常任理事] [宮城県医師会常任理事] IJ 橋本 省 廣畑 衛 [香川県医師会副会長] IJ 柵 木 充 明 「愛知県医師会副会長」 IJ 松原 謙二 [大阪府医師会副会長] IJ 専門委員 畔 柳 達雄 [弁護士] 奥 平 哲彦 「弁護士]

一男

[弁護士]

手 塚

IJ

目 次

- 1 はじめに [P1]
- 2 役員選挙制度等に関するアンケート調査(平成 22 年 7 月) [P1]
- 3 現行日本医師会役員選挙制度の問題点「P2]
- 4 直接選挙制度の是非 [P3]
- 5 より良い役員選挙制度の実現に向けた提言 [P5]
 - (1) 日本医師会代議員選挙の適正な実施に向けて [P5]
 - (2) 日本医師会役員選挙の適正な実施に向けて [P6] 一選挙管理委員会設置の提言—
- 6 おわりに [P8]

参考資料 [P10]

- ① 日本医師会役員選挙制度等に関するアンケート調査結果 (平成22年7月) [P12]
- ② 男女共同参画委員会「日本医師会理事 女性医師枠の創設について (要望)」(平成23年2月7日)[P28]
- ③ 日本医師会代議員・予備代議員選出ガイドライン (案) [P32]
- ④ 都道府県医師会選挙管理委員会に係る調査結果 (平成 22 年 11 月) [P50]

1 はじめに

第 122 回日本医師会定例代議員会は、会長選挙に有力候補が 3 名立ったことから広く衆目を集めるとともに、会長の直接選挙など、一般会員の意見が反映されるような役員選挙制度に改めるべきといった意見が、代議員より多数出された。

これら代議員の発言に共通している点は、医師会が医師の専門集団として、政府に対し提言していくためには、強い組織であり続けなければならないという思いである。そしてこの思いは、代議員のみならず、多くの会員も共通して持っていることであろう。

折しも新公益法人制度が施行され、平成 25 年 11 月末日までには、日本 医師会も新たな法人へと移行しなければならない。

新制度では、ガバナンス面の強化が求められており、役員選挙の方法についても、一定のルールが法定化されている。

そのルールのなかで、一般会員の意見が反映され、医師会組織の強化へと繋がるような役員選挙制度の在り方を議論していくために本委員会は設置され、原中勝征会長より「会長選挙制度の在り方について」が諮問された。

そこで本委員会では、新公益法人制度を見据えながら、会員が納得して 自分たちの日本医師会だという意識をもてるような、より良い役員選挙制 度の実現に向けた方策について鋭意検討を行ったので、ここに報告する。

2 役員選挙制度等に関するアンケート調査 (平成 22 年 7 月)

本委員会では検討にあたり、現行日本医師会役員選挙制度の問題点等を探るべく、都道府県医師会に対し、「役員選挙制度等に関するアンケート調査(平成22年7月)」を実施した。

調査項目は、以下の3つである。

- ① 現行の日本医師会役員選挙制度について
- ② 会員による会長直接選挙制度について
- ③ 都道府県医師会における役員選挙制度について

この結果、①については、問題点があると答えた医師会は 35 医師会にのぼり、その主な理由として、会員の意見が反映されていないことや、代議員の構成・選出制度に問題があるといった意見が多くあった。

②については、メリットとして、会員の意見が反映されることや日本医師会への関心・参画意識向上に繋がるといった意見等がある一方、デメリットとして、費用・労力・時間の増加を懸念する意見や、投票率の低下、ポピュリズムに陥ることを懸念する意見等が多くあった。

③については、現在、都道府県医師会役員選挙において、会員・代議員 向けに候補者に係る情報を提供する制度が整備されている医師会が、12 あることがわかった。

詳細は、アンケート結果を巻末に「参考資料1」として収載するので、 参考にされたい。

3 現行日本医師会役員選挙制度の問題点

「役員選挙制度等に関するアンケート調査(平成22年7月)」結果等を踏まえ、本委員会において、現行日本医師会役員選挙制度の問題点について議論を行った。

日本医師会は、会員 500 名ごとに 1 名の割合で代議員を選出し、その 代議員によって組織される代議員会において、役員選挙を実施している。 代議員は都道府県医師会の代議員会において選出されるが、日本医師会員 であれば誰でも立候補することができる。

このように、日本医師会の代議員制度は、形式上は会員に権利と機会を 平等に保障する設計になっている。しかし実際には、会員の代議員選出に 対する意識の低さも相俟って、選挙自体が無投票で決着し、毎回決まった 都道府県医師会・郡市区等医師会役職者が選出されるなど、本来期待され る機能が十分発揮されずに、形骸化したと言わざるを得ない状況にあると ころも多い。

そもそも、代議員制度による役員の間接選挙を改めるべきとの意見がでてくること自体、代議員が会員500名分の意見を反映する形になっていな

いことの現れであろう。

代議員構成を見ても、平成22年4月1日現在の代議員(定数357名)の平均年齢は65.1歳、都道府県医師会あるいは郡市区等医師会の役職に就いている者が320名(全体の約89%)にのぼる一方、勤務医たる代議員は41名(平成22年8月1日現在)と、会員の約半数が勤務医であるという現状に比べて、明らかに少ないことがわかる。

そのため、代議員のなかに若手医師枠や勤務医会員枠を設けるべきとの意見がでてくることは、自然な流れであろう。しかし一方で、医師会活動の経験も浅く、勤務医枠といったものを埋めるために選出された代議員が、十分な活動を行えるのかを危惧する声や、そもそも多くの若手医師会員や勤務医会員が、日本医師会の活動自体に関心を抱けないことが問題といった声があることも、認識する必要がある。

会員の関心の低さが代議員選挙の形骸化を招き、選ばれた代議員が会員 の声を役員選挙に十分に反映する仕組みになっていないため、会員の医師 会に対する興味をさらに失わせていくという、いわば負のスパイラルを断 っためにも、より良い役員選挙制度の実現に向けた対策が急務である。

この他、会長選挙における必要得票数を、現行の 1/3 以上から、1/2 以上に引き上げるべきとの意見や、ブロック間の取り決めで割り当てられた理事が無投票で選出されるという慣例を改め、勤務医や女性医師も理事に選出されるような新たな仕組み作りが必要との意見が委員より出されたので、参考までに紹介する。

また、理事のなかに女性医師枠を設けるべきとの要望書が、男女共同参画委員会より、本委員会宛に提出されているので、ここに併せて紹介する (※参考資料 2 参照)。

4 直接選挙制度の是非

会員の関心を喚起し、会員の声を役員選挙に直接反映する方法としては、 全会員による直接選挙に切り替える方法が考えられる。

もちろん、「役員選挙制度等に関するアンケート調査(平成22年7月)」

結果にもある通り、直接選挙制度については一長一短がある。

実際に17万人近くの会員による直接選挙を実施するにあたっては、費用や時間や労力が従来よりも著しく増えるであろうし、その制度設計にあたっては、解決しなければならない様々な技術的問題が多くある。

しかし、全ての会員に等しく選挙権を与えることは、医師会会務に参画 しているという意識を会員全てに萌芽させるとともに、医師会の在り方に 懸念をもっていた非会員にとっては入会のきっかけになり、ひいては医師 の大同団結を推し進めていくことも期待できる。

本委員会では、こうした大きな成果を得られるのであれば、2年に一度、 従来よりも例え億単位の多額な費用が発生したとしてもやむを得ないの ではないかとの意見や、ポピュリズムへの懸念や費用抑制の面等から、全 会員ではなく、代議員の他に限定的に投票権を広げるといった、いわば代 議員制度と直接選挙制度との中間的な制度を採用してはどうかとの意見 が多数出された。

問題は、こうした方法が新公益法人制度の下で採用できるかという点である。

新公益法人制度では原則的に、理事は社員総会で選出し、代表理事や業務執行理事は理事会で選定することになる。また、日本医師会は新制度移行後も代議員制度を採用する予定であるため、法律上の社員は「代議員」のみとなる。すなわち、従来、法律上の社員であった会員は、新制度移行後は法律上の社員ではなくなり、法律上の社員総会となる「代議員会」において、理事選任の議決権を有さないことになる。

社員ではない会員が、理事の選任に関与するためには、法人が任意に採用する、法的根拠をもたない予備選挙による方法以外にはない。例えば、予備選挙において会長候補者以下役員候補者を選出し、その結果を参考にして、代議員会並びに理事会において、再度、選任・選定決議を得るという流れが考えられる。

ところが、予備選挙で選ばれた候補者を必ず代議員会並びに理事会において選任・選定しなければならないという、強制力をもたせた制度設計を

することは、法律で付与された社員総会の理事選任権限並びに理事会の代表理事・業務執行理事の選定権限を侵すことになるため認められないというのが、内閣府公益認定等委員会事務局の見解である。

そのため例えば、予備選挙で 1/3 強を獲得した会長候補者がいても、 予備選挙で敗れた残りの 2/3 弱を獲得した候補者らが協力して代議員会 で反対にまわれば、当該会長候補者の理事選任を否決できてしまう。

本委員会では、こうした点も考慮し慎重審議を重ねたが、どのような方法にしても、予備選挙結果を代議員会・理事会に担保する仕組みがつくれない以上、新たな混乱を生じさせる危険性をはらむことから、直接選挙制度並びに投票権の範囲を拡大するといった中間的な制度を採用することは、法律との関係上、現時点では断念せざるを得ないとの結論に至った。ただし、直接選挙制度を望む会員の声は、日本医師会をより良くしたいという思いそのものである。こうした思いに応えていくため、今後も適宜適切に、会員の意見が広く反映される役員選挙制度の在り方についての議論が行われていくことを期待する。

5 より良い役員選挙制度の実現に向けた提言

(1) 日本医師会代議員選挙の適正な実施に向けて

直接選挙によらない以上、代議員制度による間接選挙のなかで、いかにすべての会員の声を役員選挙に反映させていくかが問題となる。

そのためにはまず、現行の代議員選挙の在り方から見直し、真に会員に 権利と機会を平等に保障する形で、代議員選挙が実現されていくよう努め ていかなければならない。

代議員の選出は都道府県医師会に委託し、都道府県医師会代議員会の選挙で選出する形で行われており、新公益法人制度移行後もこの形は継続される。

日本医師会の定款・諸規程では、会員であれば誰でも立候補できるとの 制度設計になっているが、なかには地域ごとに培われてきた独自の選出方 法によっているところもあり、このことが特に勤務医会員や若手医師会員 にとって、代議員を遠い存在にしているとの指摘もなされている。

また、代議員を都道府県医師会で選出する際、次の日本医師会会長候補者が全員出馬を表明しているとは限らないので、アメリカ大統領選挙における選挙人のように、代議員を通じて役員選挙に会員の声を届けるという方法はとれないのではという意見もある。

もちろん、代議員の職務は役員選挙だけではなく、予算や事業計画、決算の承認の他、会務運営に係る提案など多岐に亘るが、しかし役員選挙こそ代議員の職務の最たるものであり、代議員選挙制度の見直しに向けた取り組みこそ、より良い役員選挙制度の実現に向けた橋頭堡になるものと考える。

そこで本委員会では、代議員選挙における都道府県医師会の自主性を尊重しつつも、地域ごとの陋習を払拭していくため、『代議員・予備代議員選出ガイドライン(仮称)』を作成し、都道府県医師会をはじめ会員に広く公表することを提言する。

このなかで、代議員の基本的職務や、望ましい代議員選挙の在り方等に 関する事項をまとめて示すことで、都道府県医師会における適正な代議員 選挙の担保を図り、もって勤務医会員や若手医師会員の登用にも繋げるこ とを期待する。

また、勤務医会員や若手医師会員の興味をより喚起していくためには、 最も身近な存在である郡市区等医師会内での活発な議論が待たれること から、日本医師会でガイドラインを作成した後は、都道府県医師会でも同 様のガイドラインを作成し、管内郡市区等医師会をはじめ会員にも公表す るよう依頼するべきである。

巻末に日本医師会用の案(※参考資料3)を示すので、参照のうえ、ガイドライン作成・公表に係る取り組みを期待する。

(2) 日本医師会役員選挙の適正な実施に向けて

一 選挙管理委員会設置の提言 一

適正に選出された代議員による役員の選出は、厳正且つ公平な制度の下

で行われなければならないことは論を待たない。代議員による厳正且つ公正な役員選挙実施にあたっては、代議員は会員 500 名の代表という認識の下に、候補者を十分に吟味し、投票に臨んでいくことが期待される。そのためには、代議員は多くの材料をもって、各候補者の見識、経験、人格等を判断することが必要である。ましてや、会長選挙においてはなおのことであろう。

本委員会が都道府県医師会に対し実施した「選挙管理委員会に係る調査 (平成22年11月)」結果では、11の医師会に選挙管理委員会に係る規程 が設けられていることがわかった(※参考資料4参照)。ところが、日本 医師会の現行定款・諸規程には、厳正且つ公正な役員選挙を担保するため の選挙運動についての規定はなく、選挙管理委員会も設置されていない。 これは、日本医師会が代議員制度による間接選挙であることから、国会の 首班指名選挙を模して、選挙運動についての規定を設けなかったという過 去の経緯がある。

ただ、第 122 回日本医師会定例代議員会における会長選挙のように、有力候補が複数立つこともこれまでしばしばあり、その際には、各候補者が良識の範囲で独自に選挙運動を展開してきたというのが実状である。しかし、日本医師会からの援助や規制がないために、公聴会や演説会の開催、印刷物の配布等に係る費用を多く負担できる候補者ほど有利であろうし、そもそもそうした負担に耐えられない会員は立候補を躊躇することも考えられる。

日本医師会が代議員に発信する候補者の情報としては、定款施行細則の 規定に則り、選挙一週間前(候補届出締切後)に氏名・所属都道府県の一 覧が送付されるほか、選挙当日に略歴が配られるのみである。これでは、 代議員がどの候補者に投票するかを熟慮するのに際し、量的にも時間的に も足りないと言わざるを得ない。情報の発信が代議員に限られることも、 会員の興味を喚起できない一つの原因であろう。

こうした事態を改善し、公平な選挙運動を確保していくためには、日本医師会内に選挙管理委員会を設置することが必要不可欠と考える。

そのうえで、同委員会管理の下、各候補者の経歴や所信等を、候補届出締切後直ちにホームページに掲載するなど、候補者に関するより多くの情報を、代議員のみならず広く会員にも発信する取り組みを行っていくべきである。候補者の情報を代議員と会員とが共有するようになれば、会員の声が自然と代議員に届くような、新たな仕組みづくりが生まれる下地にもなっていくであろう。

現在、新公益法人制度移行後の定款・諸規程案について検討を行っている「定款・諸規程改定検討委員会」において、従来の「議事運営委員会」に選挙管理委員会の機能を担わせる方向で検討中と承知している。

しかし、選挙を厳正且つ公平に実施していくためには、選挙管理委員会は代議員以外の会員をもって独自に組織することで、広く会員の理解と納得を得られるものと考える。

また、このたび示された日本医師会の新法人への移行スケジュールを見ると、次回選挙(平成24年4月1日)は現行制度に則って行われることがわかった。

そのため、本委員会としては、次回選挙に間に合うよう代議員以外の会員をもって構成することを旨とした選挙管理委員会に係わる規則の制定と、それに基づく選挙管理委員会の早期設置を提言する。

6 おわりに

日本医師会は、所属機関、勤務形態、診療科等の属性に関わりなく、医師であれば平等にその門戸が開かれ、権利やサービスについても平等に享受することができる、わが国の医師を代表する唯一の団体である。

そのため、日本医師会の役員たる者の発言力は社会的にも大きく、特に会長は、わが国の医療政策に大きく影響力を行使し得る存在である。したがって、日本医師会役員に就く者は、わが国の医療を牽引していくだけの見識、経験、人望を兼ね揃えているものの中から、広く会員の支持を得て選出されることが望ましい。

しかし、組織が成熟していく中で、代議員の選挙制度が形骸化し、そこ

から選ばれた代議員が会員の声を役員選挙に十分に反映する仕組みになっていないことへの批判が、会内から多く出されるようになった。

代議員が一般会員にとって身近な存在と考えられるようになり、代議員を通じて会員個々の意見が役員選挙に反映されるようになれば、若手医師や勤務医をはじめ多くの会員の医師会への興味を喚起し、それがひいては医師会組織全体としての有機的な活動に繋がっていくものと考える。

こうした基本認識に立った上で、本委員会は鋭意検討を行い、具体的な方策をとりまとめた。

現下、新公益法人制度への移行を控えた変革の時期である。日本医師会が新制度移行後も、医療界における強力なオピニオンリーダーとして、その存在感を持ち続けていくためには、積弊陋習を一新し、適材適任の役員を選出していくことが、必要不可欠である。

本答申がそのための一助になるよう、委員一同切に願いながら、報告を 結ぶ。

参考資料

- ① 日本医師会役員選挙制度等に関するアンケート調査結果 (平成22年7月)
- ② 男女共同参画委員会「日本医師会理事 女性医師枠の創設について (要望)」(平成23年2月7日)
- ③ 日本医師会代議員・予備代議員選出ガイドライン (案)
- ④ 都道府県医師会選挙管理委員会に係る調査結果(平成22年11月)

〇 有効回答数 46/47都道府県医師会

問1 現行の日本医師会役員選挙制度について

"会員の意見をいかに広く反映させるか"という視点に立ったうえで、現行の代議員による役員選挙制度の問題点とその解決策について、ご意見をお書き下さい。

① 問題点有り:35 ② 問題点無し:9 ●その他:2

[問題点に関する主な意見]

- (1) 会員意見が反映されていない旨の意見 ― 22件
- (2) 代議員構成・選出制度に関する意見 ― 14件
- (3) その他 14件

[解決策(改善策)に関する主な意見]

(1) 会員意見の反映に向けた役員選挙制度の改正に関する意見 ― 24件

(内 直接選挙が望ましいとの意見は 3件)

(2) 代議員構成・選出制度の改正に関する意見 — 12件

(3) その他 — 4件

(※石川県医師会よりの回答は含まず。別紙1参照。)

問2 会員による会長直接選挙制度について

全会員の投票により会長を直接選挙する制度を導入した場合、考え得るメリットとデメリットについて、自由にご意見をお書き下さい。

[メリット]

- (1) 会員意見が反映される旨の意見 ― 21件
- (2) 日医への関心・参画意識向上に関する意見 ― 24件
- (3) その他 15件

[デメリット]

(1) 運用面に関する意見 ― 39件

(2) ポピュリズム・ガバナンス面への懸念に関する意見 ― 24件

(3) 投票率に関する意見 — 9件

(4) その他 — 15件

問3 都道府県医師会における役員選挙制度について

現在、都道府県医師会役員選挙において、例えば、候補者の意見表明の機会や、候補者同士で意見を戦わせる場、あるいは、医師会がもつメディアを通じて候補者のプロフィール等を紹介するなど、会員・代議員向けに候補者を判断するための情報を提供する制度が整備されていますか。

①制度有り: 12

②制度無し:34 (但し、制度はないが実際に対応している、または対応予定が 4件)

都道府県医師会役員	- 選挙にて、仮補者判断のための情報を会員等に提供する制度について	具体的制度内容					直接選挙であるが、 秋田蜃報の別刷り 郡市程度。 現在の全会員への 現在のところ、過 大田でも無料票の たが計論会に至ら ず)
間3	選の制の情報に関係に	制度				#	作
		そのも			本の一部と考えられ 大学会員の日 医参 力機能高まるか? 日 国 医 は未端会員の 大学の意見 はなか 医 のから 選 はなか に 世解していない 一 世を員の枚票の 一 世級人の 一 一 世級人の 一 を 一 を 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の		現布でも、代議員や 予備代議員に対して、本事リに、本事リに「文書 等」の経費がかかり サディしの。解決に 日医からの結一文 事以外は認めさせ ないてと」が肝要。
挙制度について	イッしメド	ポピュリズム ・ガバナンス面 投票率 に関する懸念			影像所対病院、Ae 真対 実際には多 BC会員というが立が表 公の選権が い。 同口出てした対立がよしから 大名の を規制的な判断でなく、大き 心大都市 を規制的な判断でなく、大き の大学の組 響を受け易く課題が大き 師会の組織 い。 し、 の大学な 師 報用の い、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の は、現相の をは、は、 は、現相の は、現相の は、現相の としてな は、現相の としてな が、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	最大の問題は日医の活動や理念を推撃している動や理念を推撃している 動や理念を推撃している 身が少ないということ。 人気投票になる可能性が 高い。	
会員による会長直接選挙制度について		更出賣	勤務医会員の異勤等に 作い「選挙公親」の的権 な情報伝達が難しい。 選挙実施にあたって、投 票管理等運用面での課 題が多い。		お金がかかる。わかり サマイ公正な仕組みを キスるのが大変、必ず る。 から から は が、一番の間 が、一番の問題。。 語がかかってくるの で、時間が取られるの で、時間が取られるの で、時間が取られるの が、一番の問題。。 語アンケートも難し、。 まが方法が難しい。だ か、重整に注するの か。 の 質率はどうするの か。 質量にもうするの か。 質量にもうするの か。 間間である。	郵送方式ではコストが かかりすぎる。 インター本・投票はセ キュリティとント開発のコストが問題であるし、 すべての会員がイン ターネットコーザーではないため、実質的には ないため、実質的には 不可能。しかし、将来的 には可能となるう。	①選挙活動に係る費用 の増大。 (選挙事務量の増大 (選挙事務量の増大 (選挙事務量の指の正防止の確 認、権予等事等量、経 費はかなりの増大が中 費なな。数で管理委員 会ななるが、せいせいり きなるが、せいせいり 海銀の投票用様の高 務を写作「度行うだけ の話であって、これぐら いの負担は仕方のない
間2 会員		そのも			スニフェスト等の事 市の広報で、会長 市の広報で、会長 里解し易い。 日報に易い。		
	メット	日医への関心・参画意識向上	会員の医師会に 対する関心を高 め、参加意欲も 強まる。	日医への参画意識が高まる。	条 真の関心をようが、無型のでなる。 19かれび。 19かれび。 19かれび。 1900年がお 1900年がある。 1900年がある 1900年がある 1900年がある 1900年がある 1900年がある 1900年がある 1900年がある 190		会長選挙を契機 に、勤務医の日 医に対する意 職・関心が向上 すること。
		会員意見 の反映	会員の意見 を反映できる という点で、 導入すべき。		会員 一大一人一人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	会員の意志 が反映され る。	金属 の 総
U.T	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正			を実施。その結果、問「〉問題系有リ		動務医会員の仕議員数を「キャビネット ・ 本属に引き上げる。 制 が復活さ ・ 機員の世代と選出や ・ はることが必須に考える。 動務医の比単の見属した が下さったが必須に考える。
現行の日本医師会役員選挙制度について	*	会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正	①案会員による直接選挙。 学。 ②案 都道府県ごとに会 員による予備選挙を行 い、代議員は所属都道 府県における最多得票 者に投票する。		サ票券の13というのは 少なすぎる、せめて過半 マニフェストを出して選挙 マニフェストを出して選挙 今回のキャピネット選挙 の取り止めて、会長。副 の取りにある。すべて ・結果が参議院選挙で つ別な「ためる。すべて は一次ットと上操任理事、理 準も有益な人材の登用。 業も有益な人材の登用。 業も有益な人材の登用。 業も有益な人材の登用。 業も有益な人材の登用。 業も有益な人材の登用。 準を有益な人材の登用。 準を有益な人材の登用。 準を有益な人材の登用。 事はまキャピネットにして 同題点はかるが、銀行 同様に表高した。その中でを 同の意にあるが、銀行 同の意にあるが、銀行 のよいと思う。その中でを 自の意にあるが、銀行 自の意にあるが、銀行 自の意にあるで映をする。 を検討され、多へを を検討され、多へを を検討され、多へを。	現行代議員と勤務医を 含む一般会員の意志が すかさ。 すべき。 代議員票と都道所県医 師会票の合質が現時点 では妥当な選択か。	解決策の一つは会員に よる直接選挙であるが、 これにも問題点は多い。 「配れて書の見信しが、 を派と本える。は候補者 の意見は、日医文書や オーム・ジスの、TR の利用、北條補者同士 の利用、北條補者同士 の利用、北條補者同士 の利用、北條補者同士 の利用、北條補者同士 の利用、大條補者同士
		その街	間接選挙であるため会 真個々の執行体制選 折への関心が薄ぐ結 果として、医師のが薄く結 に対する参加意欲も乏 しくなる。		・問題点は色々あると あと知行制ができえると知行制ができる。 を担打を書えると知行制ができる。 を一部である。 でいたものものは、多 を大談にしてでも出席 を大談にしてでも出席 を大談のものを意識か でなめる制度、は問題となる。 でいた思うが、必ずし でいた思うが、必ずし でいた思うが、必ずし でいた思うが、必ずし でいた思うが、必ずし ではいた思うが、必ずし ではいた思うが、必ずし ではいた思うが、必ずし ではいた思うが、必ずし を一を配する。 ・部下医師会の ・部下を記述。		
間1	問題岸	代議員構成 ·選出制度			(14. 夜扇) 金	都道府県医師会 といった重鎖の や勤務医の意見 いっしかい、特に いるしかい、特に いる事実であり、 医を良く理解し 議員の意見は重	現在の代議 も 真のほとんど を が 調業 条 真 で を あっことが 間 題。 ことが 間 と
		会員意見が 反映され ていない		代議員の個人的 判断になる傾向 がある。	大都市の現状と 医節充足が不十 分な地域を が直接反映され にし、。 はの差が出にく い。 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	代議員の多くは都道府県医師会 の会長。副会長といった重額の ため、若い会員や場別医の意見 が反映されにくい。しかし、特に 勤務医は日医の活動内容等を 理解していないる事実であり、 その意味では日医を良く理解し ている現行の代議員の意見は重 い。	現行制度を真っ 団から否定するも 団から否定しが、全人 会員の意向を反。 程に、 構成し、 者に、開催には 者に、開催には 者に、開催には 者に、関係の意見の反 要求の意見の反 すぎている。
-		有・無	full tit	有		在	mY AM
	医二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	И 8Д		2 青森県 医師会	治 版	4 回 政 課 課 余	7 7 8 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田

府県医師会役員	・ 安全に 欧州 日刊 即の ここの の 情報を 会員 等に提供する 制度について	具体的制度内容	制度はあるがほと んどが定数の候補 おだったこともあり、 実際に行われたこと はない。	代議員に対い、事前 に候補者の略歴を 送付している。		定款施行都則の規 院により選挙管理 最多が仕奏衛用 出又は推薦届出の 精力を保護員に送付 するが、それに併せ て各条者者から提 に必か。 田のあった利 同都則に規さすることが 同都則に規定することが 同都則に規定することが 同都則に規定することが 同者とはすることが
33 都道	またい 情報を到 度につい) 原	有制 を表す は 関 と ない は ない	性に送 に 受ける はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん	#	有 定定委出締表すて出明同て 悪に負ろびををあるをあるを得る
u p	2 D ##	その他		すべての医師が会 員にならないと機能 しないと思われる。		三層構造の中で飽 強い。 カルでの仕事・か カルでの仕事・参 務を経験し、それを 理解した会員に余 世難にから買い。 しい。 しい。
		投票率				
挙制度について	ポリット	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念	候補が分散して単なる人 気取りや、ガバナンスの 利かない・結構になる危険 も排除できない。	地域医師会活動に実績の かい方、経歴などに関係 なく誰でもが立候補が可 を能となり、それに伴いガバ ナンスの低下が懸念され る。推薦人が難になるか も問題と思われる。	いかゆるナレビタレントの もが医師が出てくる可能 生み医師が出てくる可能 住み石がでやない。人気 投票になる恐れあり。	候補者が乱立し、結果的 に人気投票のようなもの にんりがわなれ、。 接近 接選挙で当選して会長に なったとしても、会員の期 待に応えられるかは疑 間。
+17/ 会員による会長直接選挙制度につい		運用面		投票方法などの技術的 問題、投票期間、費用 などの面で不可能と思 われる。インターネッド 利用しての投票の場合 でもセキュリティー面が 問題と思われる。		候補者の主義主張が短 期間で十分に周知され ない。 候補者が乱立し混乱す を可能性が高い。体業 が領線とが影い。体業 がのがとが高い。 世が予想され、効率が 思い、 機構者の実績、考え、 大称などの情報が来端 まで面かせるのは困難 である。
のノンソー「調車和米(十)次22十/月/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/日/		その他	現在の代議員制に よる選挙のデメリッ トはかなりの部分が 解消されると思わ れる。 ネット選挙などを利 用すれば事務的に も可能と思われる。 な益法人取得にも 有益だろう。		条 長の権限強化に つながる。 つながる。 なが開業をの余 であるという批判を の 国難することができ る。	
東国間コーニン	イツリント	日医への関心・ 参画意識向上		勤務医や若い会員の関心が高まり、組織の活性 化が図られる。	会員の日医に対する所属では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意見が反映され ることで、
- 18 9 67 -		会員意見 の反映	脚数		弱中医師会 の会員でも考 えが毎回でも スが毎回で は、選ばかか で、選ばかる す。	会員の意見 が広く反映さ れる。
5年 で 10 大学 で 10 大学 に 1		その他	問題の推演 技術深へ、口 公本、 医 、 で ない 、 で で で で が 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
日本区部本で見越手前後に割りついて	解决策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正	脚務医の代議員を推やす 間 必要があるが、勤務医化 請員の少なさけ勤務医化 労働環境を裏腹の関係に 労働環境を裏腹の関係に を を かり、置重労働に対する 撃。地区医師会は地域の で が住れ上部組織と比べれ は薄い。勤務医との関係 は薄い。勤務医との関係 好な関係構築が優先され 好な関係構築が優先され がなり がなり は がなり が は が が が が が が が が が が が が が が が が が	代議員の構成、選出方法 を再考する。しかし、若い 会員に引き受け手がいな いのも現状である。	代議員による選抜方法に 問題为り、各都直角開医 問題といて代書員は直 を選挙にすべきである。	1毎代議員選出プロセス 全員高力が設定される。 大力上体りが必要。 会員から選ばれた代議 関に大力代議員会で理事 関に対け、選出し、理事を令を長を はずる。この際、代議員 はずる。この際、代議員 はずる。この際、代議員 はずを認定がと選ばれている。 の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を放けている。 の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう の意見を反映するよう ので見ばない。 を可能している。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
現行の日本医師会役員選挙制度について		会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正				 会長選挙の必要得票数 F会 78/30 に 76/30 に 7
		その他				代議員会における選挙 4 「いしいては問題ない。。 一切2年は短い。 役員を名誉職と捉えて 4 もらっては困る。 もらっては困る。
間	問題点	55 代議員構成 ・選出制度	日医後傷は一重の代議員制に 会る選挙で決められているが、 会員の広い意見反映に下されて 会を得ない。一方、勤務医会員 多を得ない。一方、勤務医会員 数が約半数を占める中、勤務医 の保護員数に占める割合が低 すざることは、勤務医会員の意 月がに原映されてい、状況にあ るとみられる。勤務医からも日医 の建て前を本局の事業と受け取 られかれず、今後のか離と受け取 合れかれず、今後のか離と受け取 合いながれず、今後のか進夫人取 得に障壁となることも予想され る。	代議員の構成に開業医と 動務医のバランス、年齢構成が反映されていない。	助務医代議 員が極端に 少な公会員割 少なのづいファン ちっていていて ちっては まっては まったは まっては まっては まっては まっては まったは まっては まったは まっては まった まった まったは まったは まったは まったは まったは まったは まったは まったは ま	
		会員意見が 反映され ていない	日 服役 真は ・ たっぱん は ・ たっぱん は ・ たっぱん は ・ たっぱん は ・ たっぱん は ・ たっぱん に ・ たっぱ		500名の会員を代 対するという意識 がない代議員が 多い。 多い。	
		有・無	在	佈	任	在
	医師	ik G		7 兩面 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	8 校 医 球 语 歌 余	6 然 医 完 表 的

都道府県医師会役員	一選手に、「映構自刊的の」にあって情報を会員等に提供する制度について	具体的制度内容		投資等業等規定に 水口、金長・副会長・ 市工程等立候補名 の選挙公報(所信・ 写真)を選挙の報(所信・ 目前までにて総額 に送付している。ま た、国税により、 各長選挙において は、選挙管理委員 会は工会・ 会長選挙ではなる。 会長選挙ではなる。 なるとかる。とかる。	機構者が立候補の ・	
間3	単の制を制を制を	制度		在	#	
		その他				
	Jv.L	C (面 投票率 (S	新学者 の留金 を	称の	位分及母華 開後 職務 別 報 別 報 別 報 別 報 別 報 別 報 別 報 別 報 別 報 別	
挙制度について	オッシュ	ポピュリズム ・ガバナンス に関する懸念	なら権限がまずます強くなり、都道が其の事情が表すり、都道が異医師会や 郡市区医師会からの地域 特性の意見等が反映され 難なな可能性が考えら れる。	金属の関心と判断に期待ができない。	選挙制度の抜本的な改革 存件がない会長直接選挙 存件がない会長直接選挙 存件がない会長直接選挙 能性を孕んでいる。 通業権者有力会員資格 として、一定の公的業務 の付託などが必要。それ 無しに在の利害を有する 要には百年をの日間による組織票ない。 以、 現実に都市医師会では開 政実にものる場合が認め が優立である場合が認め が優立である場合が認め られ、一つの医療機関に これ、一つの医療機関に これ、一つの医療機関に これ、一つの医療機関に これ、一つの医療機関に これ、一の高が認め これ、一の音が認め これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の同能性が高 これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の国際機関に これ、一の一の国際機関に これ、一の一の これ、一の国際機関に これ、一の一の これ、一の一の これ、一の これ これ、一の これ これ これ、一の これ これ これ これ これ これ これ これ これ これ これ これ これ	
会員による会長直接選挙制度について		運用運		時間・費用・労力がかれる。 る。 着者の人となりが、言 ちんと伝わるのかわか らない。	過剰な選挙戦が予想される。 わた。シャ・等による中 ある。戦が心副される。 選挙における大所帯に 選挙における大所帯に 選挙における大所帯に 選挙にある。莫大な費用 時間を要する。 時間を要する。	選拳人名簿の確定方 洗、投票方法、選挙活 動や情報提供の選挙活 事間が多大。代議員 年間が多大。代議員 会、理事をでの選任を 担保することは不可能 等のことから、現実的で はないと考えられる。
間2 余		そのも		特にない(現行の代 議員制度で十分と 考える)。 考える)。	勤務医会員から一 たり即一体のである事 たり即一体のではなる。 田屋に入会する動 田屋に入会する動 田屋に入会する動 田屋に入会する動 田屋に入会する動 日屋に入会する動 日屋に入会する動 日本は都市屋 国かめみま下は頭 屋がある) 日本は都市屋 日本は一本での入会 書がある) 日本は一本での入会 書がある) 日本は一本での入会 書がある) となる。 日本には一本での入会 を またなる。 日本のは、 日本のに 日本のに 日本のに 日本のに 日本のに 日本のに 日本のに 日本のに	
	イツリット	日医への関心・ 参画意識向上	激動に 大学 できない できない できない できない できない できない できない できない		を会員の日医 25。 30 関心が高計	
		会員意見 の反映			表別に で で で で で で で で で で で で で	
	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正				
現行の日本医師会役員選挙制度について	解 決	会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正		代議員制度の枠組みの 中で、しつかりとした選挙 知のかっくり、運動して いけば問題ないと考え る。(立会選別会・選挙 活動等)	法を4月の選挙のよう 用しなかったことは要を探 かったが、キャビキッド重奏を探 かったが、キャビキッドロ あんらなかった「たけは、不 利だったと思う。定数内 連記、定数連記に関して た、メリッド・イメリットが も、メリッド・イメリットが と、定数連記に関して と、定数連記に以い 豊で上められて上もある かと思う。 中国に教育所有細胞を かと思う。 は、有数段票の3名の1 は、有数段票の3名の1 は、有数段票の3名の1 は、有数段票の3名の1 は、有数段票の3名の1 は、有数段票の3名の1 はならないの数値で良 いのか、1票の多数値で良 いのか、1票の多数値で良 いのか、1票の多数値で良 いのか、1票の多数値で良	
間1 現行の日本医師		その他	独介・制体制 ・			
	開題岸	代議員構成 ·選出制度		コメント 現行の代議員制度では、代議員は各部限を助から選出された会員500人に1人の代表であるので、会員の意見を広く反映していると考える。		
		会員意見が 反映され ていない		コメント] 現行な代議員 員は合物課員 かた会員500 あるので、会! 既していると言		
			mr Air	# /	ALT.	#
	医 4				7 Z 	K 東 医 京 語
			0	=	12	13

都道府県医師会役員 - 7 候補者判断のため	の情報を会員等に提供する 制度について	具体的制度内容				(右川原原・金銭等 規程 (4条5項)県医 盟管は、金長選等 にかかる今候補者 の経歴書、所信表 明書及び与資を石 川医報に掲載し、公 報する。その場合の 報報原序は届出受 理順序する。			制度として整備されていない。 ないない。 ないない。
間3 選挙に	きる情報	制度				在		熊	
		その他		会員の総意を得る にとは非常に難し にとは非常に難し 直接選挙が日医の 活性化に繋がるか 疑問。					公益法人制度改革 所において、執行権の 方がいて、執行権の 会で選出代表理事 (会長)は理事による 国選することが原則 投票方式はぞれに 投票方式はぞれに 投票がはないが。 関を負責を 関係を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存を 自存
	46	五 投票率 5		瀬か 。 、 、 、		が起こ 投票率が低 っ		断不可	圏 投票事がでの のない のない のでからか のに のが のに のが のに のが ので のは のが ので のが のが ので のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが
挙制度について	ポメリット	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念		興味半分、冷やかい票が 多く出る可能性や、票の 売買も否定できない。		極端な対立の構図が起こ る可能性はあるか? 例 えば、勤務医代表が開 医代表や、関東代表対関 医代表や、関東代表対関 面代表など。そうなると医 節会が分裂する恐れもあ るが。		全会員が正確な判断不可 能である。	候補者がマスコミなどを通 いずに知る度があると いうたことだけの人気投 票になる危惧がある。
会員による会長直接選挙制度について		運用面	膨大な手間と時間がか かり具体的な方法に実 現性がほたんどが、朝 在の代議員制度を否定 する。	muld	選挙の方法の煩雑化、 選挙期間が長くなるの ではないか。 候補者の意見や顔が見 えにくい。(情報が入ら ない)			経費がかかりすぎる。	候補者を広ぐかつ公平 に会員に元親する必要 があるが、立会演説等 や公開討論会などを広 前題に行うなどの会員 に周知する費用をピー が負担するか。相当の 予算が必要になる。
間2 会員		その他		5性化の起爆剤と パー度やってみて 5良い。		医師会に入会する きつかけになる。 医部会長としても リーダーシップを発 揮しやすい。			が が が が が が が が が が が が が が
	イツしメ	引 日医への関心・ 参画意識向上		・ 開発会員との語が 一般会員との語が 一般な事場のの 一般な事場のの 一般なが過去でした。 インターネット選 本本日いた場 中が、外目との 本本日になる 本本日になる 一様を用いた場 一様を用いた場 一様を用いた場 一様を用いた場 一様を開び渡る 一様を開び渡る 一様を開び渡る 一様をはなる。 一様をはなる。 一様を見なる。 一様をはなる。 一様を見なる。 一様をしな。 一様をしな。 一様をしな。	医師会への興 株や関心が高ま るのではない か。	医師会員である。 という自覚が高 まる。 まる。 自分たちが選ん 自分たちが選ん う事でまとまりや すい。			の商業身として の意識が高非 リ、着いであり、 裏が日医の選 屋に弱心を寄せ るようになること が期待される。
		会員意見 の反映	明確に全会員の意思が 員の意思が 反映される。	一般会員の意見が公司のでかる。	会員一人ひと りの意見や 考え方が反 映される。				
		その他							
ンいて	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正	株舗食物について、会員 数に応じた数だけではなく 、各都道所県に1つのなう。 数を割り当でる方式を検 割してはどうか。その方 が、会員数の差による一 票の株差を是正すること ができると思われる。		勤務医部会から会員数に 比例に選出する等、化議 員制度及び選挙制度を見 直す必要がある。		の連絡有り)		
現行の日本医師会役員選挙制度について		会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正	(引について)2分の1以 上に母める必要がある。 (図について)候補者を (選集員に限定してはどう。 で、代議員に収定してはどう。 の名の会員を代表している。	(①について)会長だけでも直接選挙が良いのでも直接選挙が良いのでも直接選挙が良いのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのいてのが、一般を知ってる方法が必要。 (③について)が務をので、「最を期かの意見の集物にを計かること、既節をした計かること、医節をしたがかること、医節をしたがかること。		(※別紙1参照)	答することはできない」旨		(①I=ついて)例としては 国民党議選等の地方 票の取りまたがか 考になるのではないか。 考になるのではないか。 をこの方法でも をこの方法でも をこの方法でも をこの方法でも をこの方法でも Buff と思われる。
問1 現行の日本医師		その他	(1)全長選挙の必要得 票数が、有効投票数の 3分の1以上となってい る点が問題。 (2)過去の全長候補者 たしたいて1票も得票が ないものがいる。	の代議員選挙によるためか、一般会員は日屋の活動に開かる時に の活動に開かる様に、 ②候補者が良くわから (3)直接選挙が活住化 (1)なるが疑問。 ・代議員画事集権制と かられることが、一般 会員の日医活動に対 会員の日医活動に対 を員の日医活動に対 が、地元医師をから選ば ・地元医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日医の代議員が、日本の表別には、一般を見と切り継されたイメージにあるもの。		**	(※「他の組織の制度について回答することはできない」旨の連絡有り		
留	問題点	代議員構成 ・選出制度			が勤務医であ §制度では勤務 されていない。		(※「他の		rin 医会員500 できる仕組みた できる仕組みた が必要かもしれ が必要かもしれ
		会員意見が 反映され ていない			会員の半数以上が勤務医であり、現在の代議員制度では勤務 以、現在の代議員制度では勤務 医の意見が反映されていない。				①1人の代議員が日医会員500人の高思を扱作さる仕組みとなっていないことは問題があり、何らかの仕組みが必要かもしれない。
Ш		有・無		mr qr 在	mt VR 在	mt yr 在	ᄣᄼᄱ	無無	在
	医 4	柘	神県 奈医会 川師	来 医 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 。 記 。 記 。 記	国 医 即 部 。	石 医 三 語 ⊪ 徐	福井県 医師会	田 開 開 子	製 医 節 語 歌 余

13 13 13 13 14 14 15 15 15 15 15 15	# 最前がを長になるのに何
10 会員意見 10 会員意見 10 会員を表表 10 会員 10 会員	会員が会長になるのに何 ら問題ないと捉える会員 の方が会長になる会員 の方が会とがもしれる い。これはボビュリズムと は異なる。単純直接選挙 有者等人に、屋崎会に の名が、医師会に関 の名がのでの選挙の となる。これに全身が会 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長の有無にかかわらず たかりをのうまして、 をの者になから。 と、立候補には活動 での選挙となり、 に、立候補には活動 をし、立候がある。 との選挙となり、形様
() () () () () () () () () ()	会員が会長になるのに何 ら問題ないと捉える会員 の方が会長になる会員 の方が会とがもしれる い。これはボビュリズムと は異なる。単純直接選挙 有者等人に、屋崎会に の名が、医師会に関 の名がのでの選挙の となる。これに全身が会 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長職を務める可能性が大 さべな。これに会長を 長の有無にかかわらず たかりをのうまして、 をの者になから。 と、立候補には活動 での選挙となり、 に、立候補には活動 をし、立候がある。 との選挙となり、形様
(1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	5多くして益少なし。(議をかける関連の事務をの有無にかかわらずは事情が必要である。三者権法下の認等の通知をの関係をある。 三者権法下の認等の通知を加入の表別を対抗の関係をある。 に、立候補には活動で、 は間に対象を、 は間などが多くか、 なりに、 立候補には活動である。 といった。 はずの といった。 はずの といった。 はずの というなれがある。
(1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	5多くして益少なし。(議を行うける関連の事務を引動して一般を行うける関連の事務を引動しての開業の事をの言葉を引動を引きまたの関係のをの。) 表情を方、会員に政策を行うに対象のでして、対検値には問動がでして、対検値には、対象ながなる。との選挙となり、基準のの恐れがある。
大リント 1971年 1972年 1972年 1972年 1972年 1973年 197	指代比に度の以い度停と訓練 が開性
	・ 回席化、世襲化、指 ・ 定 を を と と と と と と と と と と と と と と と と と
	る。のを必要にはなり、
6策) () () () () () () () () () () () () ()	
き策) 「腹の改正 でするため、代 があたれて議員 を見が代議員 意見の集約力 きた、代議員 また、代議員 がテロに、各 がテロに、各 がある等か があるがある。	
	日医代議員の選出につい て、会員の意思が反映さ れる選挙であることが望ま しい。
会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正 選挙制度の改正 に向けた役員 選挙制度の改正 にまでも、何らかの形でである方法を考える、であるう。他団体や政であるう。他団体や政・であるう。他団体や政・20リーダーの選び方。	日医役員選挙において、日 日医代議員が日 医役員・ ・ には候者・ ちゅんには、 ・ はは 候者・ ちゅんには、 日 医代議員の辞職 同を 提出してから立候補す る。
現行の日本医師 環行の日本医師 震極な過程が代 震を通じて会長選挙 変奏になりました。 (いないずめ、今月の (がないずめ、今月の (がないずめ、今月の (所の長の選挙は一 (発展方域し、会長の (所の長の選挙は一 (所の長の選挙は一 (所の長の選挙は一 (所の長の選挙は 一 (所の長の選挙は 一 (所の長の選挙は 一 (所の長の選挙は 一 (所の長の選挙は 一 (所の長の選挙は 一 (所述 の長の選挙は 一 (所述 の長の選挙は 一 (所述 の長の選挙は 一 (所述 1 回版 の考え が で 1 回版 が 1 回版 1 回版	ある。ある。
(本語) 日間	
会員意見が を関うを を関うを を関うを を対した。 を関うを を対した。 を対したが、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 は、 を対したが、 をがに、 は、 を対したが、 をがないだが、 をがないだが、 をがないだが、 をがないだが、 をがないだが、 をがないだが、 をがないたが、 をがないが、 をがながが、 をがながが、 をがなががが、 をがなががが、 をがなががが、 をがなががが、 をがなががが、 をがながが、 をがなががが、 をがなががが、 をがなががが、 をがなががががががががががががががががががががががががががががががががががが	
	金員の意思が反映されてくい。
C C C C C C C C C C	三 画 画 神 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

問3 都道府県医師会役員	■選挙にて候補者判断のため の情報を会員等に提供する 制度について	制 具体的制度内容	有本権的かで会長 は保護員のか。現 は保護員のか。現 医師会からオフィ シャルに代議員が てに各候補者のマ ニュントを送付し た。一般を見に向け では、各候補者の では、各候補者の として任意で、でして任意で して任意で、ここ フェストを配布した。	本金では金魚では金魚では一種を設備を を	#	
		その他				
		投票率				
挙制度について	オップット	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念	船礫が動いて会長を誘導する危険性がある。 する危険性がある。	Tの利用は、現状において、ポピュリズムに脂りかわない・危険性をはらんでいる。 いる。 しん。	有名である点のみで会長 が選出される可能性があ る。	候補者の力量や方針等を 事前に、全国的に広報で を多手段と機会を作らなく ては、会員の判断が離し い、場合によっては人気 投票になってしまう。
+/ <i>ハ/</i> 会員による会長直接選挙制度について			お金と時間がかかる。	選挙管理委員金を設置 「ていない。相道所属が イギベ、記録通信標が イギベ、記録通信標が イナイベ、記録通信 公正に行われるが疑 し 和合者投票制度の導入 は本人権配に十分な計 意を取する。この点に 第のの注意を払わないよ 等のの注意を払わないよ など、公正な選挙を招 など、公正な選挙を出 なく、公正な選挙を出 なく、公正な選挙を出 大なものとなるばかりて、 大なものとなるばかりて、 大なものとなるばかりで、 を補着の理念や方針を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	費用や労力など物理的 な面での無理がある。	選挙にかかる費用・手 間が従来よりかかる可 能性がある。 立候補者の全国的な選 ・ 禁運動がなかなか雑し い。
で、ノン・「両旦和米(下)次55十/万/50/11 (1975) (19		そのも	我が職種の長としてリードを許す。			
「耳」	イツリメ	日医への関心・ 参画意識向上	海集の意識が が生まれる。 が生まれる。 会員がマニュ フェストに注目し で、工人をに注目し 性を知る。		会員が参加する ため、医師会の 活動に対して理 解が深められる 機会となりうる。	か自の 医節 から の の と の の の の の の の の の の の の の の の の
. で v E		会員意見 の反映		余 鳥の 高思 がより 万映さ れる。		
1. 文章 中国		その他				
1年6世名は見姓中間は15月7日により17日	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正		日展代議員の選出方法に よる各部遺科 現 大会の選出に第一寸れば、 をの選出に第一寸れば、 会員の意思を反映したも のとなる。その上での自選 代議員会における役員選 保でおれば、新か芸技人 制度に対応できたのと 関われる。なお、その際、 議員を反外のでは、 のとはり広い年齢層からの とにより広い年齢層からの とにより広い年齢層からの を表しなままで業業が を表しなままでは、現行の とはり広い年齢層からの を表しなとでは、現行の とは、現代を を表しなままで業業が を表しなとでは、現行の とないては、現行の とないては、現行の とないては、現行の とないでは、現代の とないでは、またな を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		
現行の日本医師会役員選挙制度について	4	会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正	会員の団結本図のなら、 会員が日医を息んの一 書を考えるべき。だから と言って、各組織が組織 を動かして投票を誘導する危険性を考え、それを 場が所得でを発表、それを 精験する分類を。 都道所県で全身投票を 群し、各候補の得票数で 代議員が投票する方式 が良いのでは。その際、 アメリカ大統領選挙の様 アメリカ大統領選挙の様			
		その他			代議員が、プロック中心に会長選挙を捉え、 日本医師会における会 務執行に真に適切な候 補者を選出できていな い可能性がある。	
=======================================	問題岸	代議員構成 ·選出制度		関挙は、都適所 に議員選出力法 もかるにない。 代議員が会員 代議員が会員 である。 を長選挙を前 のでのです。 のでのです。 が行のの意向 数行のの意向 数行のの意向 ながたのをしたもの に反映したもの		『でも、年齢的 務医との比率、 割があり、代 (の意向を充分 か疑問がある
		会員意見が 反映され ていない		現在の日医会長温楽は、都道府 県における日医代議員選出方法 の統一的なり込むがないた。 め、必ずしも日医代議員が会員 の意見を代表しているには一概 に言えない状況にある。 日医の代議員は会長選挙を前 指に選出された。大会員ではないた めた、会長選挙にあたっては、 都道所県医師会執行部の意向 を反映したものに領きやすく、全 での会員の意向を反映したもの となっていない。		代議員の構成を見ても、年齢的 偏りや開業医・動務医との比率 関本比率等にも同りがあり、代 議員が多くの会員の意向を完め 反映しているか否か疑問がある ところである。
-				在	存 条	在
	医 体	į́Ι. %₁	25 2	20 原 医 医 医 医 医 医 医 医 E E E E E E E E E E E E	27 大 医 医 野 等 等	28 元

報送店目医院会必品	制造的米区間米収算にて候補者判断のため	の情報を会員等に提供する 制度について	具体的制度内容	制度はないが、実際によるで24年が、 別に会長選挙が行 われた際、代議員 明た36、C、意見最 明の場を設けた。 補着が多数になっ に募員会を設ける。 た。その都度工夫 が必要であると考え が必要であると考え		候補者の経歴表を 代議員向けのみに 郵送している。				制度はあるが、長年、後書者が終り込 年、後書者が終り込 年、後本書との選挙はなかった。
5 韻	Sign Sign Sign Sign Sign Sign Sign Sign	の清制	その他度	載	候補者が乱立する にとになると、根本 を語らがすことにな る。		会員が分派し、連帯 を損ない、医師会活 動がうまく機能しなく なる恐れがあ る。	・新人は立候補し 無にくい。	#	在
イン・	制度について	ポメリット	ポピュリズム ・ガバナンス面 投票率 に関する懸念	知らない人を投票するの 無駄な票や は難しいため、人気投票 投票率が低 に流れる可能性がある。(なもの配 考える。 考える。		人物評価が困難となり、 風評とか、人気投票にな る恐れがある。			人気投票や衆愚政治となりかわない。	
777	安員による安長直接選挙制度についく 		運用面	立族補者の考えなどを 知 どのように伝えるか、選 は 挙じなると手間と類目 がかかりすぎるのでは ないか。	費用対効果を考えるとむしろマイナスではないか。	₩.	選挙期間と事務処理で不可能に近い。	a.全会員に立候補者の 主義主張を公平に訴え 会社組みなどの条件と 選挙方法の確立が必須 要件となる。 b.立候補、選挙運動に 費用や時間を要する。	16万人もの会員が直接 入 選挙するとなる。 リ 選挙するととなる。 リ 制度作り、	イグリントは直接投票に かかる費用、中間、債 わしな以外、特に思い当 たらず。
		メリット	日医への関心・ 参画意識向上		特にないと思われる。					可能なら直接選挙 望ましい
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				会員の意見 が反映され る。				ボメリット項目a.の用件 が整えば、選 特集人は選挙 を負う口責在 持って余長ご 等に参加でき る。	全体参の	
			その他		中身が間 題、現行制 度でも争点 の明確化を すれば会員 の興味、意 競が高まる と考える。				9c	
1	۲, ر	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正					(②について)米大統領選挙制度等も参考にされた い。 い。	代議員が、全員の意思が に関いないたがでなれて「選 用なわた」で、日医会長 選挙を実施すべき。	
人名马诺芬里西丁	現付の日本医師会仮員選挙制度についく 		会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正	耕造所属医師会レベル で会員の意見、意向を 汲み取れるよう方法を名 都遺所県で工夫すべき であると考える。				①について)選挙の時 Rを変えられたい。	会長のみ代議員会で選 4 挙行い、その他の役員 6 になる一年として代議 員会で承認するのが良 以。	少なくとも会長選挙は会 真による直接選挙が望 ましいが、方法・再め に無理なようなら、次の ようなを表調参加の会 長選拳方法もなを繁之し で考慮に値しうるので です。 です。 では 数分の票数を各都道所 類の全人の 数分の票数を各都道所 数分の票数を各都道所 がする。 ・日医で株績良校課を がする。 ・日医で株績良校課を がする。 ・日屋で会長長柿へ按 がする。 ・日屋でも長く様へ按 がする。 ・日屋でも表表でする。 (自民党の終表選のイ にした、と記述がまたかす。 ・日屋で作業良校課を がする。 ・日屋の終表選のイ にして、 でして、 にして、 でして、 にして、 でいて、 でいて、 にして、 がって、 でいて、 でいて、 がって、 でいて、 で
	同一現行の日本医師		その他	基本は現行の代議員による選挙でよい。	 			前年の年末から選挙 動に突入し4月1日選 では、例えば中医筋 をでは、例えば中医筋 診療機闘なで協議 現の三重なり協議に全 禁中できないので た。		
	<u>a</u>	問題	会員意見が 代議員構成 反映され ・選出制度 ていない		[コメント] 現行制度は先人の知恵として残 されたものであり問題点は無い。			②都道府県医師会が行う日医+ 議員選出方法に起因するが、選挙に会員の直接意志が反映していない。		会員の意見が広 (「間接反映だれ ているとは同いて (い、従って、会 員は日医への場 員は日医への場 員は日医への場 場・対力にくい。そ の結束、会員の 盛り上りを欠き、 内よりは新一件、 日結性を損なし、 外からは余の正 新作に疑念を持 たれうる。
-				徐 医 政语 宗 徐			島根県 医師会 部分	図 田田	以 問 記 会 会 全	山 医 口 语 张 依
		医骨骨	ķ	29	88		32 島	題風	34 広!	35 1 1 M

都道府県医師会役員	選挙にて候補者判断のため の情報を会員等に提供する 制度について	具体的制度内容	役員證券立族補受 一件機可發速中分 一件機可發速中分 一件機構會在分 一位。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個				立候補届出を締め切った後、候補者のの路歴を代議員へ情報提供している。	
間3	選の制挙情度	制度	柜	兼			佈	
		その他	新公益法人制度下 する、依護員制を採用 するがの判制の選集 代議員制を選挙 は議論の対象外と なる。また、総金制 ると、また、総金制 万人糸の金属の総 かのような形で が困難、仮にのか が困難、仮にのか が関係するのか が困難、仮にのか が成れるのか は、会長選挙するのか は、会長選挙を かのか がのか がのか がのか がのか がのか がのか がのか	新公益法人となれば現在の選挙制度は不可。				直接選挙を実施す るに見合力だけの成 界が結果に反映さ れるのか未知数。
		投票率					世っかく直接選挙を導入しても高入しても高い投票率が見い投票率が見込めるの見込めるのか疑問がある。	
制度について	オップメト	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念					1本の医療のあり方を考 る以前に、人気投票に こったり、ムードに流され 投票する危険がある。	
チェック 会員による会長直接選挙制度について		運用面			事務量や経費等が掛か りすぎ、不可能である。	政策討論の場が必要。 (具体的な方法) 都道府県の事務量は増 大する。	選挙に対して不正な行 為ができないような制度 と管理が必要となる。 1	候補者の経歴や能力、 政策や主張を会員に 正確にたえるとは、物 理別にはしたわれ る。 高。 然負担が見込まれる。 公職選挙法など、法的 な縛りを受けない選挙 で、公正、公平な選挙が 行われるのか危惧される。 る。
こうさん 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19		その他						
	オット	日医への関心・ 参画意識向上				一般会員の意 識が医師会に向 くようになり、医 師会活動の活 性化につながる のではないか。	会員の日医に対する関心と医師会への帰属意 会への帰属意識が芽生える。	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		会員意見 の反映						より多くの会 員の声を直 接反映させう る制度である こと。
X		その他						
71	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正						
会役員選挙制度について		会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正			今の選拳制度でも、キャイトルインが大力を変更さえずればよい。例えば、毎年間、前者は、副会長3ののうち5名とする。それ以外には全体地から広文技術にていがだくことです。任事とい。(注新な益法人で制度として認められるかに知として、役員選挙の理想を述べ、公司		選出地域の代議員が情報を提供し、出来るだけ 意見を吸い上げ、各会員にフィードバックするこ とが重要である。	現在、各ブロックや地区 ことに行われている候補 対土なる演説会は、日医 が主体だちり、地域によ るばらつきが生じないよ うにすべきではないかと 考えている。
問1 現行の日本医師会役員選挙制度		その他	ペ本法人制度改革に 保い、制度、制造体票 図と社役員改選の方の の代議員会開催時期を の日とすることが求めら れており、また到在改 正が予定れている日 医定款では、各軌道所 用末来でに行うこととさ 1月末来でに行うこととさ が都道所県医役員の び都道所県医役員の 選挙が不して、あ 同に年度に日医役員の 現等があらして、合 間を度に日屋役員の におきして、合 により、名 にあたり、名 にのことは、 にからして、合 にからして、合 は にからして、合 は にからして、合 は にからして、合 は に が に が に が に が に が に が に が に が に が に			会長選挙やキャピネット制の是非など問題点はあるが、新公益法人制度によるが、新公益法人制度による不確定要素がある中で、解決策を検討し、機索するしかない。		
	問題点	代議員構成 ・選出制度					njes	
		会員意見が 反映され ていない					都道府県から選 出された代議員 による選挙制度 であるため、末端 の会員の意見を 反映させるのは 難しい。	
		有・無	在	#	柜	柜	柜	
	医	і <u>ң</u> 4	96 電動 函 職 46	37 香川県 医師会	88		40 福岡 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田	在 在 所 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的

首府県医師会役員を建まる	の情報を会員等に提供する 制度について	具体的制度内容				
13 都)	情報を 関度につ) 原		<u> </u>		
	図の 無	その他			() 新公益法人制度 () 動外公益法人制度 () 受要件を満たす定 教役所を添定。制度 上: 法律・ビラク () 正 () 正特選 幸を行う () 正特選 幸を行う () 正性 の() 正特選 幸を行う () できるのかば、活性 心とを負の意見の 集約の面からみて、 集節の面からみて、 馬節等の及し他区 医断等の分優にに 医断等を行う方が良。	
		投票率	はたして、 とかだけの 会国が投票 するのか? せめて60% 以上の投票 に書きなけれ に書きなけれ いと思う。			4 W.o.4r
挙制度について	オップント	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念				政策が近視的なものとな り、単門業面としての大局 的な方針がとりにくなる かもしれないくそれでも今 より良いかもしれない が。
会員による会長直接選挙制度について		運用車	立族補者の考え、人柄をどうやって会員に伝えるか。	投票、開票、 集時間を要するようにな る。計たこれらに保 費についても相当額必 費についても相当額必 保補者に関する情報が 全会員に伝わらず、不 確実な選挙となる。	特異・開票等に要する 時間、経費が個分掛か ると思われる。 セキュリティや本人確認 が難しい。	会員教が多く全国での 関挙となるので、投票式 日本けらなので、投票式 に困難が予想される。 投票においてはIT利用 は困難と考える。
間2 会		その他				株式
	メッシト	日医への関心・ 参画意識向上		選挙に参加でき ることで、鉄員 の高糖が高ま リ、医師が高ま に積極的に参画 するようになる。	医師会活動に参 当にているという が持ちを持つこ とになる。	
		会員意見 の反映	金金	会員の意見 や主張が直 接反映される ようになる。	投票報により 及び、調準医 及び、 の の の の の の の の の の の の の	遊りを表する際に、 をおするかり、 をおり、 をおり、 をおり、 をおり、 でで、 をおり、 でで、 をとなるの でで、 をとなるの のの のの のの のの のの のの のの のの のの
		その他				
2110	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正				
現行の日本医師会役員選挙制度について		会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正	候補者が過半数を獲得 するまで投票を繰り返す べきと思う。	直接選挙ではなく、これ らの女脳を修正した代議 員選挙が望ましい。	多	
問1 現行の日本医師		その他			注2 注2: 天分県医師会より、有無について回答できないとの運総あり 	現在の日医役員選挙 は発真につて「自分 が関わることのできな い、遠い世界の出来 事」と認識されていると 思う。一方で、日医校 周う。一方で、日医校 原の議責は重、医療 政策へ関わる影響をわたら 深く関わる影響をわたら 深く関わる影響をわたら などの酸しい状況の中 で、会員の役員に対す なる一般の役員に対す なる一般には、 などの酸しい状況の中 で、会員の役員に対す なる一般には、 などの酸しい状況の中 で、会員の役員に対す なる一部に対象。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
聖	問題岸	代議員構成 ·選出制度			.バミュ 選集 .	
				有 代議員個人の意 見での投票とな り、会員の声が不 分に反映されな い。	注2 注2: 天分禀医簖会正0	作
	网 哈 名			43 競本 野 歌 歌	4 大 K M 分 品	64 個 M M M M M M M M M M M M M M M M M M M

日本医師会役員選挙制度に関するアンケート調査結果(平成22年7月)

	問3 都道府県医師会役員 異挙にて候補者判断のため	の情報を会員等に提供する 制度について] 具体的制度内容	等が施行の場合、 業が施行の場合、 機才者手段として以 下を行っている 下を行っている 下を行っている 一般候補者のプロ (各候補者のプロ (各候補者のプロ イール、主張、考 えを記載) ・立会い演説金の期 ・立会い演説金の期 催生会い演説金の期	Nec .	
•	田	[<u>6</u> 重	その他度	投票率の低 2回(金長とその他 有 下が懸念さ 役員)の選挙を行わ れる。 なげればならない。	非	
			投票率	大 大 か の の の の の の の の の の の の の		
,	脊制度について	ポッシャト	ポピュリズム ・ガバナンス面 に関する懸念			
	問2 会員による会長直接選挙制度について		運用画	選挙費用がかかる。 (参考 対書郵便料の80 (多子 日本会員数166, 000名=1328万)	17万人近くの会員による直接選挙となる、選る直接選挙となると、選挙にかりを膨大な費用業にかりの膨大な費用を開発が到り、これに開発が可能となる。	
				その他		
		イッしメ	日医への関心・ 参画意識向上	参加意識も高ま 10 一般 か 10 一般 か 10 一般 か 10 0 0 0 回 0 0 も 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
			会員意見 の反映	検補者の政 () () () () () () () () () (個々の会員 の意思が会 長選挙に直 接反映される ことが一番の メリットであ る。	
イン・イー・ション・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン			その他			
ロギモデムスをチャルス・イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いて	解決策(改善策)	代議員構成・ 選出制度の改正			
	現行の日本医師会役員選挙制度について	更	会員意見の反映 に向けた役員 選挙制度の改正		会長選挙の必要得票数 が有効投票数の3分の1 が有効投票数の3分の1 上にいうのは多くの会 員の信任を得たとは言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	現行の日本医師		その他			
	問1	問題点	代議員構成 ·選出制度		よる <u>顕</u> 攀は、金 次 映させると 十分である。	
			会員意見が 反映され ていない	現行の間接機棒 同の一票大水 同の一票大水 に、一部ではな に、一部ではな に基づいた数票 に基づいた数票 におり付けな におり付けな にがりではな にがりではな にがりではな にがりではな た部や部市医師 金の役割市 はが1 一般を まれるのの はが1 一般を まれる はが1 一般を まれる はが1 一般を まれる はが1 一般を まれる はが1 一般を まれる は、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も、一般を まれる も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	現行の代議員による選挙は、会員の意見を幅広く反映させるという意味では不十分である。	
		温 4	K G 在・無	鹿県 現医 金島 師 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 春 春 春 春 春 春 春 春 春 春 春 春		
				9 4	47	

(石川県医師会の回答より抜粋)

間1 現行の日本医師会役員選挙制度について

"会員の意見をいかに広く反映させるか"という視点に立つ以前の問題として、現状ではほとんどの会員は自分の意見を出してさえいないように思います。現場で働く医師は現在の日本の医療制度や医師会の在り方についての意見を持っていない訳ではなく、ほとんどの会員には「意見を言う機会」がないことが問題なのだと思います。インターネットの m3 の掲示板をご覧になったことはあるでしょうか。匿名ですので無責任な発言も多く、日本医師会に対する誹謗中傷のような意見も少なくありませんが、中には思慮深いすばらしいコメントを見かけることもあります。「意見を言う機会」に飢えている医師は、実際は非常に多いように思います。また、誹謗中傷のような意見にしても多くは無知や誤解が原因で、医師会の事を「知る機会」がなかった事が問題なのではないでしょうか。日本医師会長選挙は会員が日本の医療制度や医師会の在り方について絶好の「知る機会」であり「意見を言う機会」となるべきだと思います。

また、多くの会員が「知る意欲」や「意見を言う意欲」に乏しいのは、自分が何を言ってもどうせ変わらないだろうという思いが根底にあるからでしょう。その原因として、郡市医師会、県医師会、日本医師会という三層構造の間接選挙では末端の会員の意見は反映されないからだというのは多勢を占める意見だと思います。しかし、この三層構造は本当に悪いシステムなのでしょうか?

ネットを用いた全会員による直接選挙という案もありますが、それにも問題が多いと思います。候補者のマニフェストを十分に検討することは当然必要ですが、単にマニフェストを読んで決めるだけシステムでは、ポピュリズム(大衆迎合主義)に陥りやすいように思います。本当に現在の日本の医療に必要な事は何かを、各候補のマニフェストを用いて議論して考えを深めていく機会が必要だと思います。顔が見える議論をするには、日本や県の単位は広すぎます。私は、郡市医師会がその中心になるべきだと考えます。

例えば、郡市医師会単位、県医師会単位でアメリカの大統領選挙を模した制度の導入はどうでしょうか。手順としてまず、日本医師会の代議員会で公開討論会を開催します。県選出の代議員はその議論を県に持ち帰り、県医師会の代議員会で各候補のマニフェストに関して徹底的に議論をします。そして、郡市選出の代議員はその議論を郡市に持ち帰り、郡市医師会でも議論を行います。その際、公開討論会の DVD を見る機会などを設けても良いと思います。その後、すべての郡市医師会員による投票を行い、最も得票した候補がその郡市医師会の代議員数のすべてを獲得します。もちろん、投票や議論のやり方は郡市医師会に任せれば良く、例えば大学病院や総合病院では医局単位で議論をして投票をまとめるなど、必ずしも郡市医師会員全員が一同に会する必要はないと思います。次いで県医師会で、各郡市医師会で決定した候補の獲得代議員数を集計し、最も得票した候補が県医師会の代議員数を獲得します。それを全国で集計して決定する事にすれば、現在の制度をほとんど変えることなく、全会員が参加出来るシステムが出来るように思います。

代議員数の獲得の仕方には議論の余地があっても良いと思います。例えば3人以上の代議員がいる地域では得票の比率によって分配する方法もあります。本質は全会員に投票する権利があるということと、その中心は郡市医師会であるということが重要だと考えます。

そして、郡市医師会単位の議論の中で出た意見は、どの候補が日本医師会長となっても採り上げる機会を作っていただきたいと思います。日本医師会長選挙が、日本の医療制度や医師会の在り方について「知る機会」、「意見を言う機会」になるようなシステムの導入が新しい日本医師会には必要不可欠だと思います。

(静岡県医師会の回答より抜粋)

【考察】

日本医師会は、新公益法人制度への対応として、現行の代議員制を維持することを前提に定款変更の案を作成している。この場合、代議員を法律(法人法)上の社員として表決権を付与し、それ以外の会員は法律上の社員ではない会員として位置づけることになる。

一方で、全会員による会長直接選挙を行う場合には、法律上の社員ではない表決権を持たない会員も含めた選挙が行われることになる。この場合、法律上の社員である代議員による表決権との関連性をどう位置づけて機関設計するのか難しい問題が生じる。(例えば、全会員の直接選挙結果は、あくまでも代議員会(社員総会)における法律上の表決権行使のための参考指標に過ぎないのか、それとも代議員会(社員総会)の表決に一定の縛りをかけることになるのか、直接選挙にかかる定足数をどのような基準で設定するのか、等々。)

法律的観点から検討を加えると、全会員による直接選挙を実現するためには代議員制を放棄せざるを得ないし、代議員制を維持するならば全会員による直接選挙は導入できないということになるのではないか。

なお、代議員制を放棄して全会員による直接選挙を導入するとしても、16万人余の会員を社員とする社員総会の開催については、委任状の取り付けひとつをとってみても定足数を満たすには相当の困難が見込まれるし、法律上の様々な求めをクリアすることは極めて困難であると懸念せざるを得ない。また、直接選挙を導入したからと言って会員全体の医師会活動への関心が高まるということは一概に保証できず、一部グループの恣意的な選挙活動によって会員の総意には遠く及ばない大衆迎合の候補者が当選する危険性が排除できない。

代議員の選出方法をより透明化し、代議員が会員の意見を反映しうる改革努力を行った上で、現 行の代議員による選挙を維持することが現実的ではないか。 ② 男女共同参画委員会「日本医師会理事 女性医師枠の創設 について (要望)」(平成23年2月7日)

平成23年2月7日

日本医師会 会長選挙制度に関する検討委員会 委員長 長瀬 清 殿

> 日本医師会男女共同参画委員会委員長 小笠原 真澄

日本医師会理事 女性医師枠の創設について (要望)

拝啓時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、男女共同参画委員会では、「日本医師会における男女共同参画の取り組み」 について検討を重ねているところでございますが、医師に占める女性の比率が年々 増加している現状において、意思決定の場に女性医師が参画していくことの重要性 について意見の一致をみております。そのためには、まず女性医師の側にも不断の 努力を続けることを求め、支援して参りますことについても合意しております。

現在、会長選挙のあり方についての検討や、新公益法人制度に対応するべく、定 款・諸規定の検討が進んでいると承知しておりますが、このような時こそ、これま での慣習にとらわれることなく、女性医師が意思決定の場へ参画する方策を検討し ていただく良い機会と考えます。

これまで日本医師会理事は、各ブロック間の申し合わせにより理事の定数(13名)を配分し、ブロック内医師会の持ち回りで選出されてきたと認識しておりますが、 今後もこの様な方式が継続されるとしましたら、女性医師枠の創設を、男女共同参 画委員会の総意のもとに要望させていただきたいと存じます。

日本医師会理事 女性医師枠につきまして、ご配慮いただきたくお願い申し上げる次第でございます。

本件は各ブロックにお願いする事項とは存じますが、日本医師会の業務執行を決定する理事会を組織する理事に係わる重要な問題と考えましたので、貴職に要望させていただくことと致しました。

何卒よろしくお取り計らい下さいますよう、お願い申し上げます。

敬具

日本医師会男女共同参画委員会委員

秋葉 則子 日本医師会女性医師バンク中央センター統括

コーディネーター

泉 良平 富山県医師会副会長

上田 真喜子 大阪府医師会理事

小笠原 真澄 秋田県医師会理事

小栗 貴美子 愛知県医師会理事

川上 順子 東京女子医科大学医学部教授

清野 佳紀 大阪厚生年金病院名誉院長

田村 博子 山口県医師会理事

長柄 光子 鹿児島県医師会女性医師委員会委員

福下 公子 東京都医師会次世代育成支援委員会委員

藤井 美穂 北海道医師会常任理事

山田 邦子 前橋市医師会顧問

③ 日本医師会代議員・予備代議員選出ガイドライン (案)

- 新公益法人制度対応 - 代議員 - 予備代議員選出ガイドライン

(案)

平成23年月版

(社)日本医師会

1. 代議員とは

① 代議員は、16万を超える日本医師会員の代表者です

代議員一人一人は、会員を代表して、日本医師会の最高意思決定機関である「代議員会」に参画することになります。

すなわち、代議員こそが日本医師会の最終的な方針・運営等を決定する権限を有しており、そのため、広く会員の声を聞くことが求められます。

このような代議員の職責の重さから、その職務を代理・代行できる者は、予備代議員のみに限られております。

② 会員であれば、だれでも代議員になることができます

日本医師会員であれば、会費徴収上の区分(A、B、C)にかかわらず、だれもが、平等に、代議員(予備代議員)になる権利を有します。

代議員(予備代議員)は都道府県医師会の代議員会で選出されますので、立候補する会員は、選挙公示で示された期間内に、都道府県医師会長に届け出ることが必要です(他の者を推薦する場合も同様です)。

2. 新公益法人制度における代議員制度

① 代議員の性質に見る従来との違い

従来の代議員制度は、任意に採用されてきた制度であり、代議員は法 的な根拠をもたないものでした。

一方、新公益法人制度下における代議員制度は、会員のなかから、会員の選挙により、任期付きの社員を選出する制度であり、代議員は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の"社員"になります。

② 代議員制度採用のための5要件

内閣府公益認定等委員会は、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(留意事項)」のなかで、新公益法人制度下で代議員制度を採用する場合、以下の5要件を充たしていることが必要としております。

- 1.「社員」(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められていること
- 2. 各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で 等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
- 3.「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること
- 4. 選出された「社員」(代議員) が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること
- 5. 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

③ 代議員選挙の委託

代議員(予備代議員)の選出は、従来、都道府県医師会に委託してまいりました。新制度移行後も、依頼する法人側の責任者による一定の関与の下に選挙が行われることで、委託が可能となります。

そのため、新制度移行後も、代議員・予備代議員の選出は都道府県医師会に委託し、日本医師会の新たな定款・諸規程で定められた方法をもって行ってまいります。

④ 新制度移行後の代議員(予備代議員)選出方法

基本的には、従来通り、日本医師会からの委託を受けて、都道府県医師会の代議員会における選挙で選出いただきます。

ただし、日本医師会の社員たる代議員(予備代議員)の選出ですから、 日本医師会員ではない都道府県医師会代議員には、選挙権が認められな くなりますのでご注意下さい。

⑤ 予備代議員の任務に見る従来との違い

予備代議員の任務は、従来通り、代議員が代議員会に出席することが 適わないときに、議決権を代理行使することで変わりありません。

ただし、従来は、欠員が生じた代議員枠に予備代議員をたてて代議員会に出席させることが可能でしたが、新制度では、代議員が予備代議員に代理権を授与した場合に限り、予備代議員が代議員の代理として出席することができることになります。

3. 新公益法人制度移行後の代議員・予備代議 員選出に係るQ&A

(日医代議員選出時期)

問① 従来、都道府県医師会は代議員会のなかで、役員と日本医師会代議員を 同時に選挙で選んできた。

しかし、新制度移行後、日本医師会代議員の任期が4月1日からの2年間と変わらないのに対し、役員選挙は6月に開催される定例代議員会で行われるようになると、同時に行うことができなくなると考えられる。これを解決する方法はないか。

答① このたびの公益法人制度改革は約 110 年ぶりの制度改正であり、すでに 公益法人制度改革関連三法が施行された以上、それに従って、従来とは異な る運営をせざるを得ない点があることについては、ご理解をいただきたいと 存じます。

日本医師会代議員と都道府県医師会役員選出の時期にずれが生じることも、 その一つの事例だと認識しております。従来とは異なる運用となるため、都 道府県医師会にはお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解、ご協力の ほどお願いいたします。

(日医代議員の交代)

- 問② 新制度移行後、6月に行う都道府県医師会役員選挙の際に日本医師会代議員も併せて選出し、同日付で日本医師会代議員の交代手続きをとることは可能か。
- 答② 新制度移行後は、都道府県医師会も日本医師会も、役員選任のための代議員会の開催が 6 月に集中すると考えられます。代議員会開催に向けては、予め代議員に議席番号を割り当て、資料や通行証等を送付するなど、準備万端整え、開催に臨んでおります。

そうしたなかで、開催直前に代議員が大幅に交代するなどの事態が生じますと、日本医師会代議員会の開催に混乱を来しかねません。

日本医師会代議員会の円滑な開催のため、なにとぞご理解のほどお願いいたします。

(移行後の運営)

問③ 都道府県医師会役員と日本医師会代議員との任期に差が生じた後の、具体的な運営はどのようになるのか。

答③ すべてのケースを示すことは難しいので、一つの典型となりうるケース で見ていきます。

日本医師会の移行に係るスケジュール等は、以下の通り予定しています。

・移行をまたぐ役員任期 平成24年4月1日~26年6月

・移行をまたぐ代議員任期 平成24年4月1日~26年3月31日

移行登記日平成25年4月1日

・移行後初の役員選出日 平成 26 年 6 月の定例代議員会

移行後初の役員任期平成26年6月~28年6月

・移行後初の代議員任期 平成 26 年 4 月 1 日~28 年 3 月 31 日

都道府県医師会の移行に係るスケジュール等を、仮に以下の通りとします。

・役員の選出日平成24年2月19日

・移行をまたぐ役員任期 平成 24 年 4 月 1 日~25 年 6 月

移行登記日 平成25年4月1日

・移行後初の役員選出日 平成25年6月の定例代議員会

移行後初の役員任期平成25年6月~27年6月

本ケースの場合、都道府県医師会は就任日前に役員の選出を行っているため、移行をまたぐ役員の任期は約1年3ヶ月と短縮になります。

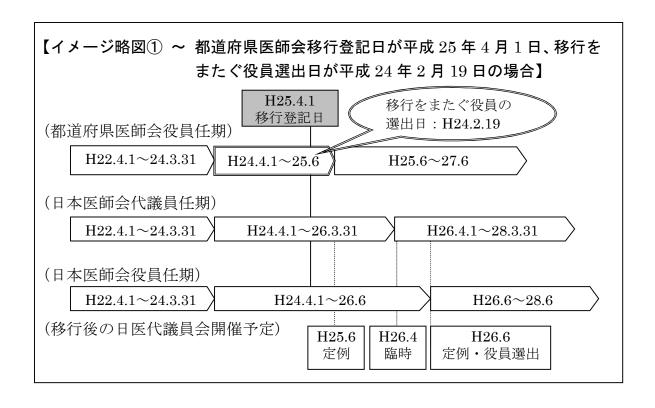
また、日本医師会代議員の任期と都道府県医師会役員の任期とにずれが生じますので、都道府県医師会は移行後初の日本医師会代議員を選出するために、基本的には平成26年2月頃、臨時代議員会を開催していただく必要があります(注間⑨参照)。

この臨時代議員会は、平成 25 年 6 月に選出された都道府県医師会役員が開催を招集し、ここで選ばれた日本医師会代議員が、平成 26 年 6 月の日本医師会代議員会における役員選出に臨むことになります。

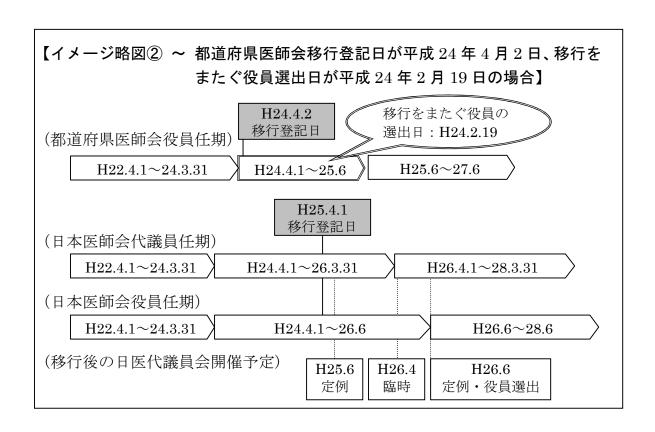
新たな都道府県医師会役員が就任する平成25年6月から新たな日本医師会 代議員が就任する平成26年4月1日までの約10ヶ月間は、旧都道府県医師 会役員が招集した代議員会のなかで選ばれた代議員が、そのまま任期を務め ることになりますが、その間に開催される予定の日本医師会代議員会は、役 員選出を伴わない決算承認のための定例代議員会(平成25年6月)のみです (同月のため、都道府県医師会役員の選出が日本医師会定例代議員会後に行 われることも考えられます)。

前年度(平成 24 年度)決算承認のための定例代議員会であれば、平成 24 年 4 月 1 日より就任している日本医師会代議員が出席し、承認を与えることは妥当でしょう。

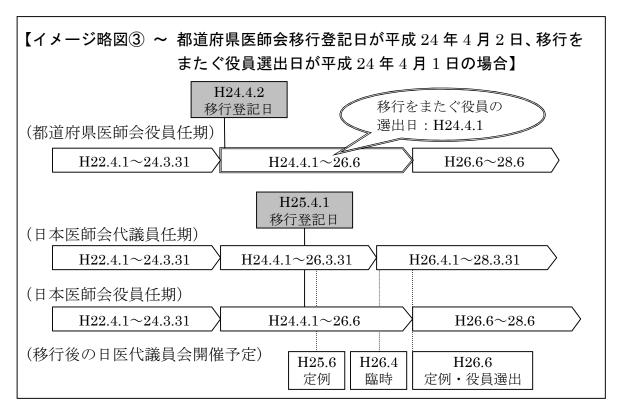
移行をまたぐ際に生じた都道府県医師会役員、日本医師会代議員、日本医師会役員の任期のずれは、基本的にはその後も変わることなく残ったままの形で、都道府県医師会並びに日本医師会の運営が行われていくものと考えます(イメージ略図①参照)。



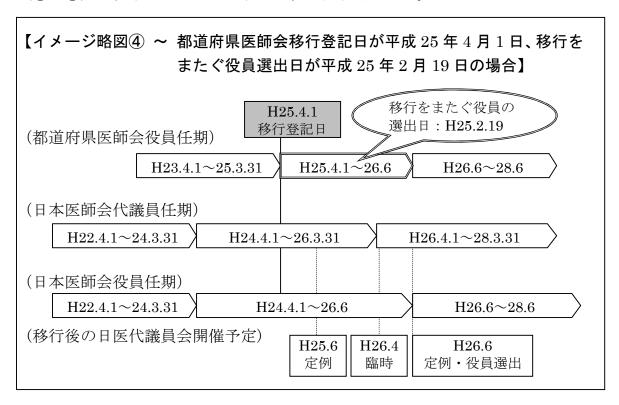
なお、都道府県医師会の移行登記日が平成24年4月2日(※4月1日は日曜日のため、移行登記は行えませんのでご注意ください)の場合でも、移行をまたぐ役員を平成24年2月19日に選出していれば、移行登記日が平成25年4月1日の場合と同様な運営になるものと考えます(イメージ略図②参照)。

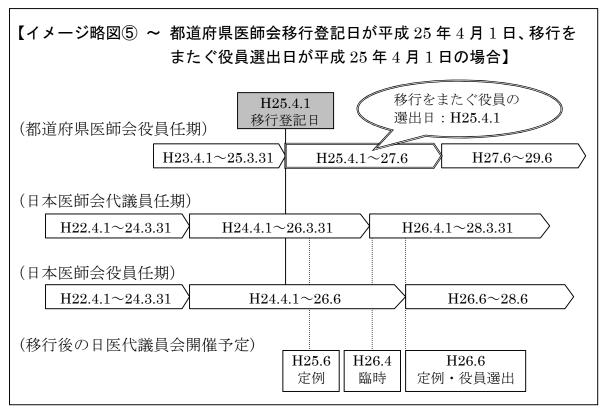


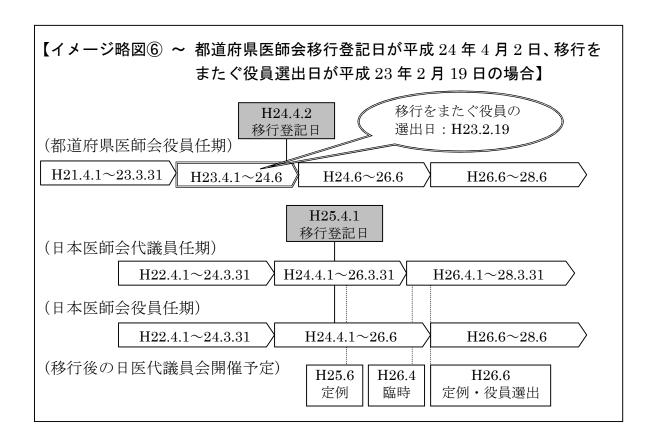
また、移行登記日が平成 24 年 4 月 2 日の場合、移行をまたぐ役員を平成 24 年 4 月 1 日に選出することも考えられます。この場合、日本医師会代議員を選出後、4 ヶ月程度で都道府県医師会役員の交代という事態になります (イメージ略図③参照)。



都道府県医師会のなかには、日本医師会の役員任期と 1 年ずれているところがございます。それら都道府県医師会の場合におけるいくつかのイメージ略図 (④~⑥)を以下にお示ししますので、ご参照ください。







(勤務医枠等の設置)

問④ 都道府県医師会ごとに割り振られた代議員・予備代議員枠のなかで、例 えば、都道府県医師会が独自に勤務医枠を設けることは可能か。

答④ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第14号 イでは、「社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別 的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと」を認定基準 として定めています。

「不当な条件」に該当するかは、当該法人の事業内容に照らし、合理的関連性及び必要性があるか否かで判断されます。

したがって、都道府県医師会で独自に勤務医枠等を設けることは可能と考えますが、その際には、会員構成比率等を勘案したうえで枠を設けるなど、合理的関連性や必要性を説明できる範囲内で行っていただく必要があります。 ただ、こうした枠を設けることなく、勤務医や若い会員が自然と代議員等に選出されるよう、各都道府県医師会においても、組織や選挙の在り方についてご議論いただければ幸いです。

(理事会やあて職による選出)

- 問⑤ 都道府県医師会の代議員会によることなく、例えば、理事会や あて 職で代議員・予備代議員を選出することは可能か。
- 答⑤ 前述の「代議員制度採用のための5要件」のうち、"2"と"3"に抵触するため、認められません。

(選挙活動)

- 問⑥ 日本医師会代議員・予備代議員の選挙活動を、都道府県医師会独自のルールのなかで、例えば、演説会を実施するなど、支援・規制していくことは可能か。
- 答⑥ 候補者に等しく適用されるのであれば、可能と考えます。

(選挙による代議員の選出)

- 問⑦ 従来、役員や代議員は代議員会での選挙で選出してきた。しかし、新制度移行後は、役員は普通決議での選出が必要になる。そのため、代議員・予備代議員についても、選挙ではなく、普通決議をもって選出することが必要となるか。
- 答⑦ そもそも、公益法人制度改革関連三法において、代議員制度について定めた条文はありません。「代議員制度採用のための5要件」の"1"を見ましても、選出方法を定款で定めることを求めていますが、その方法についてまで言及しておりません。

また、内閣府作成のモデル定款や平成20・21年度定款・諸規程改定検討委員会作成定款変更案では、代議員は選挙をもって選出するとしております。

したがって、従来通り、都道府県医師会代議員会において、選挙で選出いただいても結構ですし、新たに普通決議により選出いただいても結構です。

(日医代議員の選挙委託)

- 問⑧ 日本医師会の定款のなかで、日本医師会の代議員を都道府県医師会代議員会で選出する旨の規定を設けることは、都道府県医師会としての法人の自立性を侵すことになるのではないか。都道府県医師会代議員会ではなく、例えば、代議員会終了後に別に会を開催し、そこで日医代議員選出を行うことは可能か。
- 答⑧ 代議員制度を採用する場合には、選出方法等を定款で定めていることが必要です。また、他団体への代議員の選出委託については、丸投げは認められませんが、一定のルールのもとで関与し、選挙を実施するということであれば、内閣府は認めております。

そのため、平成 20・21 年度定款・諸規程改定検討委員会作成定款変更案では、代議員は都道府県医師会代議員会の選挙において選出すると定め、且つ、日本医師会員ではない都道府県医師会代議員に日本医師会代議員選出に係る議決権を付与しないとしております。また、同委員会では、定款施行細則変更案第 36 条として、「会長は委託に関する状況の報告を、いつでも都道府県医師会長に対して求めることができる。選出が適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施をいつでも都道府県医師会長に対して、求めることができる。」といった表現を盛りこむことも検討しております。

したがって、日本医師会の代議員・予備代議員の選出は、都道府県医師会 代議員会で必ず行っていただくよう、お願いいたします。

(代議員等の選出時期)

- 問⑨ 例えば、代議員会の開催を定例のみ年 1 回と設計している都道府県医師会においては、日本医師会代議員選出のためだけに都道府県医師会代議員会を開催しなければならないという事態を避けたい。そのため、日本医師会からの代議員・予備代議員選出依頼前に開催する定例代議員会で、予め代議員・予備代議員を選出しておくことは可能か。
- 答⑨ 日本医師会からの依頼を受けて選出していただくことが望ましいと考えますが、依頼前に開催される代議員会で代議員・予備代議員を選出する際、日本医師会からの依頼を停止条件として選出していただくことで、可能になると考えます。

(代議員選出依頼通知)

問⑩ 都道府県医師会が管内郡市区等医師会に、都道府県医師会代議員・予備 代議員の選出を依頼する際の参考となる資料はあるか。

答⑩ 平成21年12月16日付日医発第798号(庶84)文書「日本医師会代議員及び同予備代議員の選挙方委託について」をご参照ください。

なお、「留意事項」を見ますと、新制度移行時の代議員も、新制度下で代議 員制を採用する場合の5要件の趣旨を踏まえた方法で選出されていなければ ならないとありますので、ご留意下さい。

参考資料

- 平成20・21年度定款・諸規程改定検討委員会答申 「新制度対応公益社団法人日本医師会定款変更案/社員総会制を敷 く郡市区等医師会定款変更案」
- 内閣府 「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内
- 内閣府公益認定等委員会 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成す るに際し特に留意すべき事項について(留意事項)」

④ 都道府県医師会選挙管理委員会に係る調査結果 (平成 22 年 11 月)

都道府県医師会選挙管理委員会に係る調査結果(平成22年11月)

	都道府県	【問 1】貴会に選挙管理委員会に係る 規程はありますか?		【問 2】「ない」場合、規程を策定する予定はありますか?		
	医師会名	①ある	②ない	①ある(●年●月頃/未定)	②ない	3検討中
1	北海道		•		•	
2	青森	•				
3	岩 手		•			•
4	宮城		•			•
5	秋 田	•				
6	山 形		•		•	
7	福島		•		•	
8	茨 城		•			•
9	栃木	•				
10	群馬		•		•	
11	埼 玉	•				
12	千 葉		•			•
13	東京		•	ある(H23年2月頃)※現在、理事会が管理しているが、平成23年4月1日より選挙管理委員会を設置し、選挙管理を行うことを予定している。		
14	神奈川		•		•	
15	新潟		•		•	
16	富山		•		•	
17	石川	•				
18	福井		•		•	
19	山 梨		•		•	
20	長 野		•		•	
21	岐 阜		•			•
22	静岡		•		•	
23			•		•	
24	三重	•	_			
25			•		•	
26	京都	•				
27	大 阪		•			•
28	兵庫		•		•	
29			•		•	
30	和歌山		•		•	
31	鳥取		•		•	
32	島根	•	•			
33	岡山	•				
34	広島		•	ある(未定)		
35	μП		•	33 0 17.27		•
36	徳島	•				
37	香川		•		•	
38			•		•	
39	高知		•		•	
40	福岡		•		•	
41			•		•	
42	長崎		•		•	
43	熊 本		•		•	
44	大 分		•		•	
	宮崎		•		•	•
45		_	•			
46		•				
47	<u>沖縄</u> 合計	11	26		26	0
	自訂	11	36	2	26	8